

公益社団法人大阪社会福祉士会 総会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）総会の運営に関し、定款、法令、その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、総会の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これらの事項をすべての正会員に通知するとともに、本会の事務所に公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の7日前までにしなければならない。

(議 長)

第3条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2 議長の選出にあたっては、まず、仮議長を会長が指名し、その者の議事運営により議長を選出する。

(審議事項の制限)

第4条 総会は、第2条の規定により通知し及び公示した議案についてのみ、審議することができる。

ただし、第6条の場合は、この限りでない。

(発 言)

第5条 正会員は、議案について自由に質疑し、意見を述べることができる。ただし、定款第15条による臨時総会の場合は、監事も同様とする。

2 正会員、監事は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(動議の制限)

第6条 動議は、出席者の2分の1以上の同意がなければ議事とし、審議することができない。

(議決の方法)

第7条 議決は、議長が議事について異議の有無を諮り、異議がないと認めるときは、可決することができる。

(表決の方法)

第8条 表決は、起立、又は挙手による。ただし、重要な事項については、投票による。

2 表決にあたり、可否を表明しないものは、棄権したものとみなす。

(議事録)

第9条 議事録は、議長及び出席した理事2名は、記事録に記名押印しなければならない。

(小委員会等)

第10条 総会は、特に必要があると認めたと認めた案件を審議するため、小委員会等を設けることができる。

2 小委員会等を構成する委員の数、委員の選任方法及び委員長並びに当該案件の審議に関する事項については、その都度総会で定める。

3 小委員会等は、総会において付託された案件が議決されるまでの間、存続する。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。

2. 社団法人大阪社会福祉士会総会運営規程（2007年12月1日制定）は、廃止する。

3. 社団法人大阪社会福祉士会総会規則（2004年4月1日制定）は、廃止する。